

改元に伴う関係訓令の整理に関する訓令

令和元年5月13日 訓令第1号

(南部箕蚊屋広域連合文書取扱規定の一部改正)

第1条 南部箕蚊屋広域連合文書取扱規定（平成22年南部箕蚊屋広域連合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第6号の様式中「平成」を削る。

(南部箕蚊屋広域連合職員衛生管理規程の一部改正)

第2条 南部箕蚊屋広域連合職員衛生管理規程（平成11年南部箕蚊屋広域連合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中「平成」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令の改正前の訓令に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。